

情報・システム研究機構

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整備することによって、全職員が能力を十分に発揮できるようにするため、情報・システム研究機構は、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間

2. 内 容

【目標1】 子どもの出生時における休暇等の取得を促進し、配偶者が出産した男性職員の数に対する育児休業等を取得した男性職員の数の割合を30%以上とすることを目標とする。

〈対策及び実施時期〉

令和7年4月以降 ・子どもの出生時における職員の特別休暇及び年次休暇並びに育児休業等の制度について周知を行うとともに、取得促進のための環境を整備する。

【目標2】 フルタイム勤務職員（専門業務型裁量労働制適用者を除く）の1人あたりの各月の時間外労働及び休日労働の合計時間数等の労働時間を15時間以内とすることを目標とし、時間外労働の削減に向けた具体的な方策を実施する。

〈対策及び実施時期〉

令和7年4月以降 ・機構内における公的な会議は、原則として勤務時間内に終了するように設定する。
・DX化等の手法を活用し、業務の効率化・迅速化を図る。
・「ノー残業デイ」を実施する場合は、時間外労働を原則として禁止するとともに、一斉消灯などの取組を実施する。

【目標3】 ワークライフバランスの実現のため、年次有給休暇及び特別休暇取得促進のための取り組みを実施する。

〈対策及び実施時期〉

令和7年4月以降 ・機構内における公的な会議は、ゴールデンウィーク、夏季等の連続休暇時を避けて設定する。
・ゴールデンウィーク、夏季等において、各部署において適宜スケジュール調整するとともに、管理者が自ら率先して休暇取得を図る。
・育児にかかる各種制度（特別休暇を含む）の情報をスタッフページに掲載し、制度の周知を図る。